

退避等措置計画の検討項目

1 確認事項

(1) 国の指示以前に独自の判断により避難指示を決定した場合の課題

(2) EALがUPZに対応する現在の内容

原子力災害対策指針（H25.6.5 改正）の表 1 に記載

・【警戒事態】

体制整備……………要員参集、情報収集・連絡体制の構築

情報提供……………無

モニタリング…平常時モニタリングの強化

防護措置……………特に無

・【施設敷地緊急事態】（原災法第 10 条の通報）

体制整備……………要員参集、情報収集・連絡体制の構築

情報提供……………住民等への情報伝達、合わせて今後の情報について注意喚起

モニタリング…緊急時モニタリングの実施

防護措置……………屋内退避準備

・【全面緊急事態】（原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言発出）

体制整備……………国及び他の自治体に応援要請

情報提供……………住民等への情報伝達

モニタリング…緊急時モニタリングの実施

防護措置……………屋内退避実施。安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）。避難、一時移転、体表面除染の準備（避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）

※ 参考

原子力災害特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則（案）について、原子力規制委員会は7月3日に公表し、7月4日から30日間パブリックコメントを受付けている。

1 背景

平成25年2月27日に原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定。以下「指針」という。）が改定され、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分や、当該区分に基づき原子力事業者等が行うべき対策等が示された。

指針において、緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）を判断する基準については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条に基づく原子力事業者が通報を行う判断基準を施設敷地緊急事態の判断基準として、同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を行う判断基準を全面緊急事態の判断基準として、それぞれ一部原災法を改正した上で適用することとした。

これに伴い、当該基準を定めている原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「施行令」という。）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「省令」という。）について、原子力規制委員会での議論を踏まえて、必要な改正を行うこととする。

2 概要

1. 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）

（1）放射線量の検出方法の変更

原災法第10条に基づく通報の判断に用いる放射線量の検出方法を変更し、検出された継続時間等に関わらず、放射線量が基準を超えた場合は直ちに原子力規制委員会に通報することとする。ただし、落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合については、放射線量は検出されなかったものとみなす。

（2）原子力緊急事態宣言の判断基準とする放射線量の変更

原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準とする放射線量を「1時間当たり500マイクロシーベルト」から「1時間当たり5マイクロシーベルト」に変更する。ただし、当該放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分以上掲出された場合に限る。

(3) 原子力緊急事態宣言の判断基準等の例示の変更

通常の中性子吸収材により原子炉を停止することができない事象が発生した場合に原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を行えるように必要な改正を行う。

2. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則（案）

(1) 放射線量が検出されなかったとみなす場合の変更

施行令第4条第2項に基づいて放射線測定設備により検出された放射線量の数値について、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常がない場合であって、直ちにその原因を原子力規制委員会に報告する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

(2) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を示す事象等の変更

通常の中性子吸収材により原子炉を停止することができない場合又は照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下した場合に原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を行えるようにする。

(3) その他の変更

省令は、原子力規制委員会の専管であることから、その名称を、原子力災害対策と区別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則に変更する。

3 今後の予定

- パブリックコメント 平成25年7月4日から30日間
- 公布 平成25年8月下旬（予定）
- 施行 年内目途（予定）

2 検討項目

(1) バス等や自家用車等による避難予定者の事前把握方法 (P 6 第2章第5節)

(2) 独自の判断を行う場合の基準 (P 12 第5章第1節)

(3) 避難に係る地区別の集合場所 (P 14～15 第6章第2節)

(4) 避難ルート (P 16～17 第6章第5節)

(5) 自家用車避難の留意事項 (P 18 第6章第7節)

(6) その他